

教育長	次長	課長	係



11教職第299号
平成11年9月22日

各市町村(学校組合)教育長
各教育事務所長 様
各県立学校長

高知県教育長

「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する
条例の施行について(通知)」の一部改正について(通知)

昭和46年12月25日付け46義第726号通知(公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の施行について)の一部を下記のとおり改正しますので、平成11年10月1日以降は適正な取扱いをお願いします。

記

(改正する内容)

三 公立学校の教育職員の正規の勤務時間をこえる勤務等

(3)の(イ)の項

学校行事とは、学芸的行事、体育的行事および修学旅行的行事を指すものであること。この場合における学校種別ごとの学校行事とは、それぞれの学習指導要領に定める上記学校行事に相当するものであることに留意すること。

なお、学芸的行事および体育的行事については、突発的、緊急事態で、緊急の措置を必要とするものに限るものであること。

のうち、

「なお、学芸的行事および体育的行事については、突発的、緊急事態で、緊急の措置を必要とするものに限るものであること。」

を、

「なお、学校行事については、あらかじめ予定されていても、業務内容が通常の授業とは異なることから「臨時の業務」とみなすものであること。」

に改める。

(注意事項)

- 1 学校行事は、「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例」第6条第2項の臨時の業務とみなすものであること。
- 2 休日(祝日)は、国民がこぞって祝い、感謝し、または記念するという趣旨のもと、休日に学校行事を実施するのは、校長が特に学校運営上やむを得ないと判断した場合に限ること。
- 3 休日に割り振られた勤務時間の全部について勤務を命じた場合は、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」第11条の規定により、代休を与えるものとする。